

## 第32回関東森林管理局国有林野管理審議会 議事要旨

I 日 時 令和4年6月28日(火) 10:30～11:40

II 場 所 関東森林管理局 大会議室

III 出席委員 別紙のとおり

### 1. 「東北東京間広域連系線丸森いわき幹線新設工事」の貸付けについて(第1号)

- ・貸付地の伐採された立木の取扱いについて。

(答) 森林管理署と事業者協議のうえ、利用できるものは木材利用し、それ以外は林内に存置する。

- ・保安林解除申請が協議済みとあるが、代替地として対応するのか。

(答) 鉄塔施設等の規模により、保安林解除が必要となる箇所については、協議を進めている。保安林解除面積が、一定規模以上になれば代替地が必要になるので、基準に基づいて代替地を求める。

- ・福島県は地震が多いが、対象地に断層はないか。

(答) 事業者の調査によると、鉄塔が計画されている直下及び近隣において、断層は確認されていないとの報告を受けている。

- ・鉄塔建設予定地の中にキャンプ場や公園等があるが、鉄塔が目につくなどの心配はないか。

(答) 直接的にはキャンプ場等に入らないようにルート選定されている。キャンプ場から見える場所については、事業者が地元と調整を行っている。

- ・開発に伴い災害が発生するようなことはないか。

(答) 災害の防止及び復旧に関する措置は、貸付契約条項により事業者において実施することになる。

- ・太陽光発電地区については、協議・調整が困難とあるが具体的には。

(答) 太陽光発電計画地区に隣接する鉄塔建設の計画があったが、日陰になって発電能力が落ちるので避けて欲しいとの要望があったためルートを変更したという経緯がある。

- ・貸付けの期間及び返地する際の原状回復等の保育期間の考え方について。

(答) 貸付けの期間は、基本3年間でその後事業者の要望に応じて3年毎更新していく。また事業終了後は、周囲の森林の状況に合わせて植栽を行い、基本的に元の森林の状態に戻すことになる。

・個別の事業は認可されていても、総合的にみると生活圏に影響が出てくることも懸念される。本件の送電線計画と他の事業について、国有林と民有林を含めた広域的な配置などを検討する場があるか。

(答) 別添の位置図のとおり国有林野内だけでも相当数の計画がされている。民有林と連携して検討する枠組み等は、今現在はない状態。

1号議案については異議なし

## 2. その他

「三大明神風力発電事業」の保安林解除の異議意見書が不採用になった理由について

(答) 保安林解除予定告示後の30日間の異議申し立て期間中に、意見書が提出されたが、提出者が保安林解除予定地の直接の利害関係者ではなかったことから、意見書は不採用となった。